

平成 20 年度第 1 回丸子地域協議会会議次第

平成 20 年 4 月 7 日（金）合同委嘱式終了後
上田市中央公民館大会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 地域協議会の概要と任務等について

[資料 1]

4 協議事項

(1) 丸子地域協議会運営要綱の確認について

(2) 正副会長の選出について

(3) 次回会議の開催と今後の日程について

(4) その他

5 報告事項

(1) 第一期丸子地域協議会の活動経過等について

[資料 2]

(2) 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について

(3) 第一期地域協議会からの意見書、回答書について

[資料 3]

6 その他

上田市 丸子地域協議会 運営の手引き



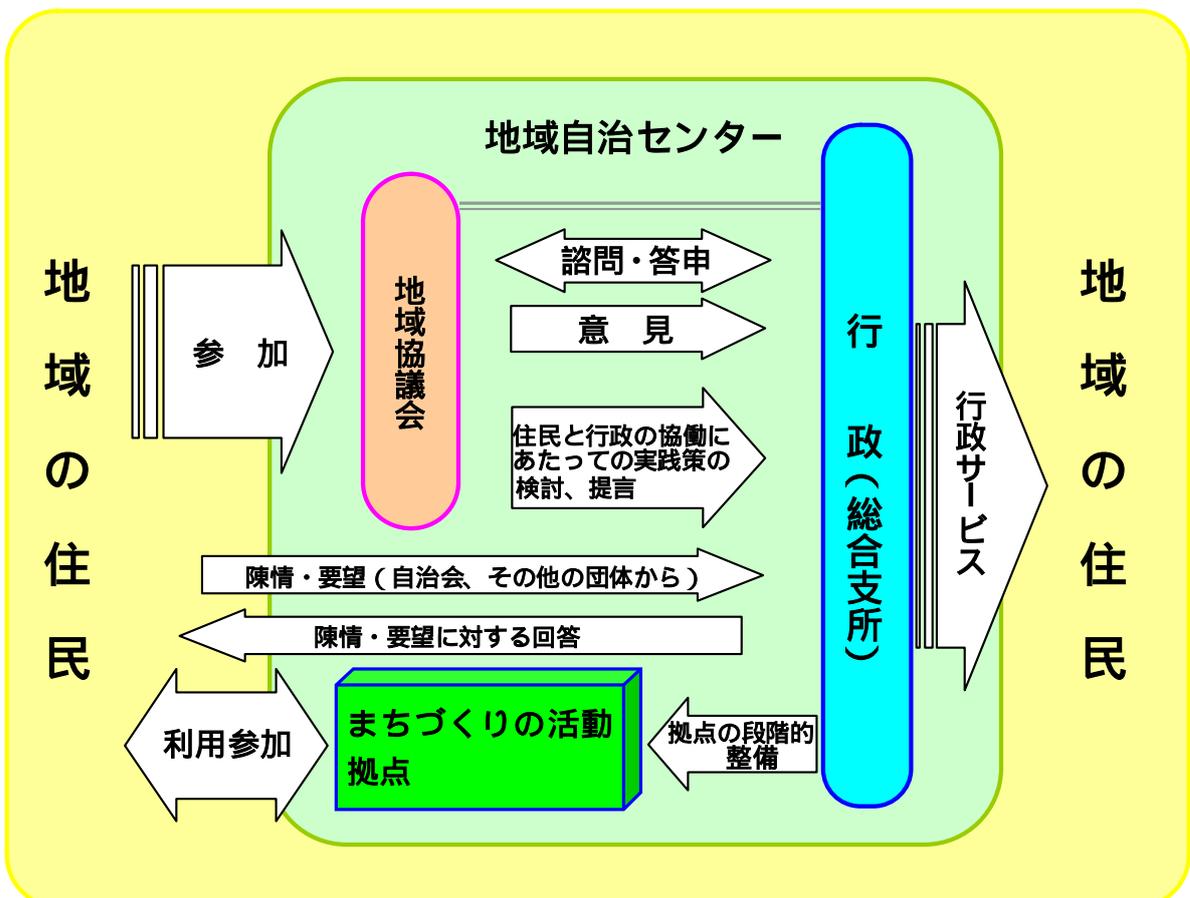
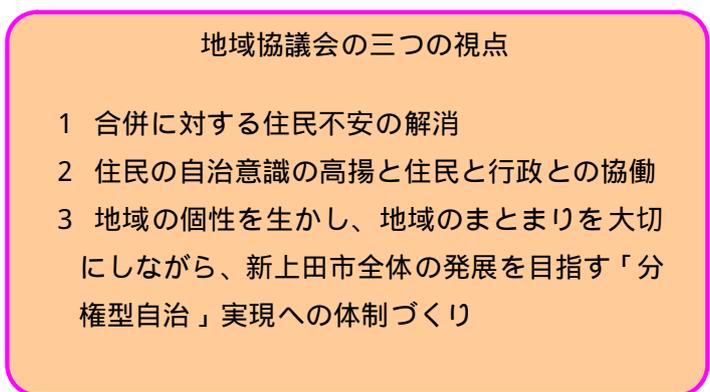
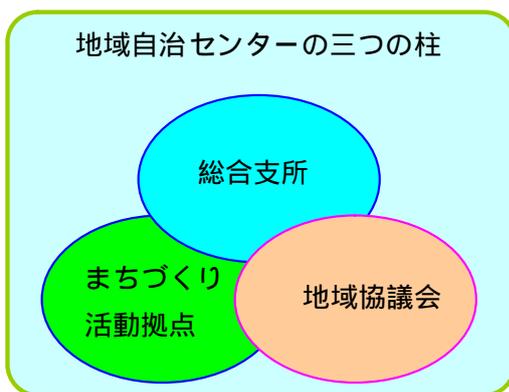
目次

地域協議会の概要	2
1 上田市地域協議会の設置の目的	2
2 地域協議会の名称及び対象地区等	3
3 地域協議会に諮る事項等	4
4 地域協議会の構成	4
5 委員の任期	4
地域協議会の事務手続き	5
事務手順書	
1 地域協議会開催の庁内周知方法	5
2 諮問案件等の提出依頼	5
3 会議の非公開の決定	6
4 地域協議会開催の市民等への周知方法	6
5 諮問案件等の資料の提出	6
6 地域協議会委員への開催通知等の発送	7
7 地域協議会の公開の方法	8
8 会議概要の作成	8
9 会議概要の公表	9
10 諮問・答申の方法	9
(1) 諮問書の作成及び諮問の方法	9
(2) 答申書の様式及び答申の方法	9
(3) 答申書の処理	9
(4) 諮問書、答申書及び関係書類の公開	9
資料 上田市地域自治センター条例	10
上田市地域協議会規則	13
丸子地域協議会会議運営要綱	14
審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針	15
上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱	19

地域協議会の概要

1 上田市地域協議会の設置の目的

上田市地域協議会は、地域住民の多様なニーズに的確に対応できる体制を構築するため設置した地域自治センターの三つの柱の一つで、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市の附属機関として、地域住民の意見を集約し、これを反映させ、政策づくりの段階から地域が参画・協働したまちづくりを進めるため、三つの視点により設置した。



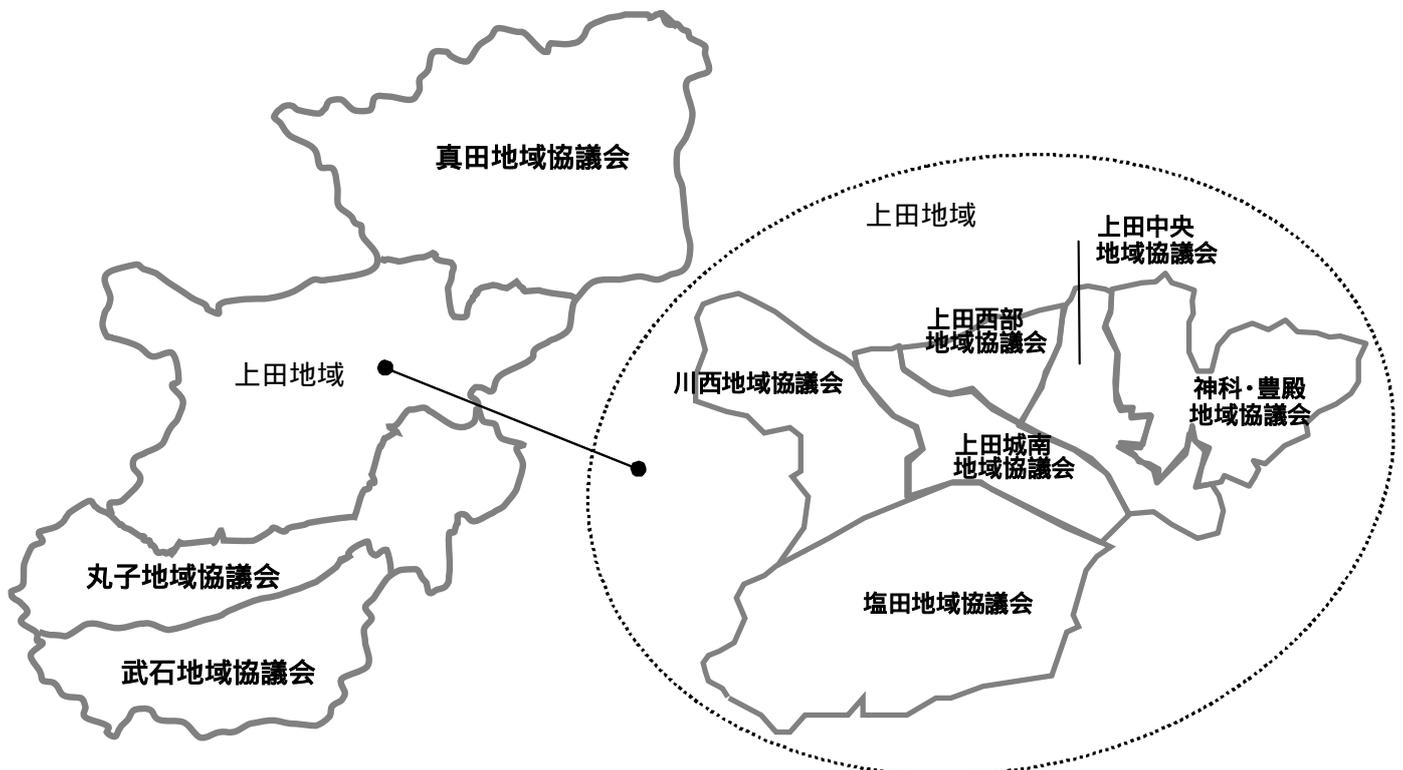
2 地域協議会の名称及び対象地区等

地域協議会は、公民館単位の地区を基本に9協議会が設置され、その名称及び対象地区並びに所管する地域自治センターは下記一覧表のとおり。

(上田市地域協議会規則第2条関係)

地域協議会の名称	対象地区	所管する地域自治センター
上田中央地域協議会	東部・南部・中央・北部・神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部・塩尻地区	
上田城南地域協議会	城下・川辺・泉田地区	
神科・豊殿地域協議会	神科・豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田・中塩田・西塩田・別所温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

地域協議会対象地区図



3 地域協議会に諮る事項等

(上田市地域協議会規則第 3 条関係)

(1) 地域協議会に諮問する事項

- ア 新市建設計画の変更に関する事項
- イ 総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
- ウ 特に必要と認める事項

(2) 地域協議会の意見を聴く事項

- ア 合併協定書（合併協定項目）の合意事項の見直しに関する事項
- イ 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- ウ 地域振興事業基金の活用に関する事項
- エ 特に必要と認める事項

⑦ わがまち魅力アップ応援事業

地域協議会の対象地区に係る事業に関するもの

- ・対象となる地域協議会

(上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項関係)

地域協議会を定めにくい事業に関するもの

- ・地域協議会の正副会長

(上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項関係)

(3) 調査研究する事項

住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

具体的諮問事項等は、別冊「地域協議会の対象地区に係る重要事項」参照

4 地域協議会の構成

(上田市地域自治センター条例第 8 条関係)

- (1) 委員数 20 人以内。(うち女性委員登用率 35%以上を目標)
- (2) 各種団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募者。
- (3) その他、市長が特に認めた者。

委員数、委員構成は、各地域協議会によって異なる場合がある。

5 委員の任期

(上田市地域自治センター条例第 8 条関係)

- (1) 委員の任期は、2 年。
- (2) 再任されることはできるが、通算して 6 年を超える者は再任されない。
最初に委嘱する委員は、委嘱の日から平成 20 年 3 月 31 日まで。
また、この期間を 2 年と見なす。

地域協議会の事務手続き

事務手順書

1 地域協議会開催の庁内周知方法

地域協議会を所管する地域自治センター事務担当課（事務担当課：下記一覧）は、地域協議会の会議の開催にあたり、開催する地域協議会名、開催日時、開催場所、諮問案件等連絡締切日（概ね開催の16日前）、諮問案件等資料提出締切日等（概ね開催の10日前）について、概ね3週間前までに庁内LANの「掲示板」に掲載し、全庁に周知するものとする。

地域協議会担当課一覧

事務担当課名	担当地域協議会名
上田地域自治センター まちづくり協働課	上田中央地域協議会 上田西部地域協議会 上田城南地域協議会
豊殿地域自治センター	神科・豊殿地域協議会
塩田地域自治センター	塩田地域協議会
川西地域自治センター	川西地域協議会
丸子地域自治センター 地域振興課	丸子地域協議会
真田地域自治センター 地域振興課	真田地域協議会
武石地域自治センター 地域振興課	武石地域協議会

2 諮問案件等の提出依頼

地域協議会に諮問案件等を提出する各地域自治センター担当課（担当課という。）は、指定の日（概ね開催の16日前）までに、諮問等の件名、答申希望期限、担当係名、出席予定説明者の職氏名、及び「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針4の(1)、及び4の(2)」に基づき、資料の公開・非公開（非公開の理由）の別等を明記し、諮問案件等提出依頼書（様式地協第 号）により、事務担当課あて庁内LANメールにて提出するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(1) 趣旨

1の(3)のイに規定する審議会等会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 会議公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員等に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

ア 会議において、上田市情報公開条例（平成18年条例第12号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

なお、審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 会議の非公開の決定

事務担当課は、担当課から非公開とする通知を受けた諮問案件等について、上田市地域自治センター条例第 10 条第 5 項の規定により、地域協議会と協議し、会議の一部又は全部の非公開を決定するものとする。

4 地域協議会開催の市民等への周知方法

地域協議会開催の市民等への周知方法は、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の (3) 会議開催の周知」に基づき、事務担当課は地域協議会開催日の 2 週間前までに、所定の様式(様式第 2 号)により行政改革推進室へ報告するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(3) 会議開催の周知

ア 周知の時期

会議の日程等は、会議開催日の 1 週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りではない。

イ 周知の方法

周知の方法は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等開催のお知らせ」のファイルを置くこと等により行う。

なお、周知する内容は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議開催の 2 週間前までに審議会等開催のお知らせ(様式第 2 号)により行政改革推進室へ報告するものとする。

ウ 周知する内容

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 会議名
- (イ) 開催日時及び場所
- (ウ) 議題
- (エ) 会議の公開、非公開等の別
- (オ) 傍聴者の定員
- (カ) 問い合わせ先

5 諮問案件等の資料の提出

担当課は、諮問案件等資料提出締切日(概ね開催の 10 日前)までに、資料 30 部を事務担当課へ提出するものとする。

6 地域協議会委員への開催通知等の発送

事務担当課は、地域協議会開催の概ね 1 週間前までに、開催通知及び関係資料を同封し、地域協議会委員へ通知するものとする。

7 地域協議会の公開の方法

事務担当課は、上田市地域自治センター条例第 10 条第 5 項の規定により、非公開とされた会議を除き、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(4)」に定める、傍聴希望者から所定の様式（様式第 3 号）を提出させ公開による傍聴の手続き（開催当日）をとるものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(4) 会議の公開の方法

- ア 会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴希望者は、会議開催時間の 10 分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第 3 号）を提出するなど所定の手続きを取ることとする。
- イ 公開の会議における傍聴者の定員はあらかじめ定めておくとともに、当該会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- ウ 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- エ 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、4 の(2)の規定により非公開とされた資料を除く。
- オ 審議会等の長は、公開に当たり会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は審議会等の長の指示に従わなければならない。

地域協議会開催までの日程（1～7）

	3週間前	2週間前	1週間前	当日
事務担当課	会議開催通知	（様式第 2 号） 会議開催等 報告	委員へ 資料送付	（様式第 3 号） 傍聴手続き
担当課		非公開 の決定 （様式地協第 号） 諮問案件等 連絡	諮問案件等 資料提出	会議開催日
		16日前	10日前	

8 会議概要の作成

事務担当課は、会議終了後速やかに(概ね 1 週間)「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(5)」に定める所定の様式(様式第 4 号)により、会議概要を作成するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

(5) 会議概要の作成

審議会等は、会議の終了後速やかに会議概要(様式第 4 号)を作成するものとする。

(6) 会議概要の公表

ア 審議会等は、4 の(2)の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする。

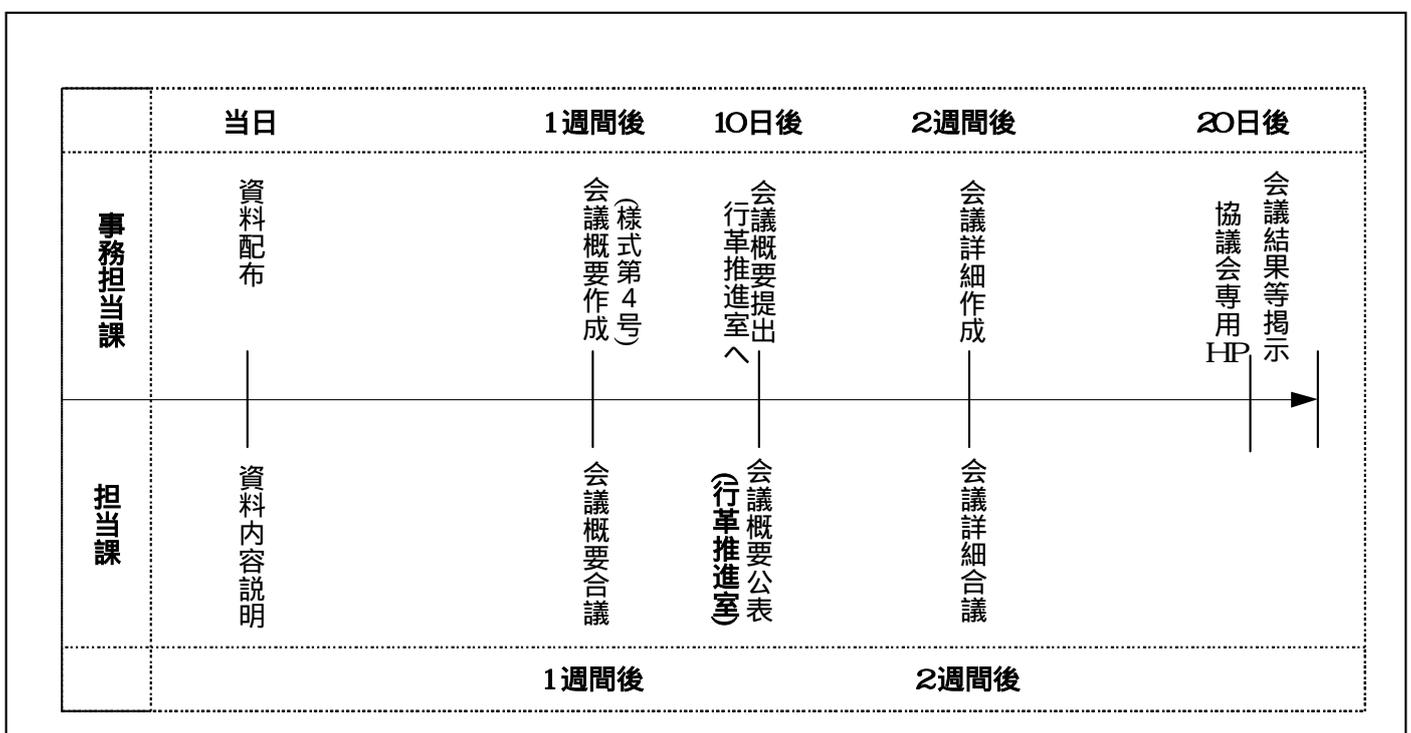
なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとする。

イ 公表は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等会議の開催結果」のファイルを置くこと等により行う。

ウ 会議概要は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議終了後、会議概要を行政改革推進室へ速やかに提出するものとする。

9 会議概要の公表

会議概要は、非公開とされたものを除き「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(6)」の規定により、概ね 1 週間後までに事務担当課が作成し、担当課へ合議後、概ね 10 日後までに行政改革推進室へ提出するものとする。また、会議結果等、会議詳細については、2 週間後までに事務担当課が作成し、担当課へ合議後、上田市のホームページの地域協議会専用ページ等へ掲載(概ね 20 日後までに)するものとする。



10 諮問・答申の方法

(1) 諮問書の作成及び諮問の方法

地域協議会に諮問する担当課は、諮問案件資料提出時（会議開催の 10 日前）に、**諮問書（様式地協第 号）**を作成し、事務担当課に提出するものとする。

地域協議会への諮問は、地域協議会の会議において、地域協議会会長に対し、市長その他の市の機関（市長等）が行うものとする。なお、原則として市長等の日程は事務担当課が調整するものとする。

(2) 答申書の様式及び答申の方法

地域協議会から諮問に対する答申を受ける場合は、**答申書（様式地協第 号）**によるものとする。

答申の方法は、原則として地域協議会会長から市長等へ答申するものとする。
なお、原則として市長等の日程は、事務担当課が調整するものとする。

(3) 答申書の処理

答申書及び答申資料は、**担当課が処理し、保管するものとする。**

(4) 諮問書、答申書及び関係書類の公開

事務担当課は、非公開とされたものを除き、諮問書、答申書及び関係資料等について公開するものとする。

資 料

上田市地域自治センター条例

平成18年3月6日

条例第10号

(設置)

第1条 市民の参加と協働による住民自治の向上に寄与し、地域の個性とまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す分権型自治を構築するため、地域自治センターを設置する。

(名称、位置等)

第2条 地域自治センターの名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
上田地域自治センター	上田市大手一丁目 11番 16号	合併前の上田市の区域
丸子地域自治センター	上田市上丸子 1612番地	合併前の丸子町の区域
真田地域自治センター	上田市真田町長 7178番地 1	合併前の真田町の区域
武石地域自治センター	上田市上武石 77番地	合併前の武石村の区域

2 前項の上田地域自治センターの区域に、次の地域自治センターを置き、その名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
豊殿地域自治センター	上田市芳田 1261番地 2	林之郷、芳田の一部、殿城、漆戸
塩田地域自治センター	上田市中野 20番地	小島、本郷、山田、手塚、新町、十人、前山、野倉、八木沢、舞田、保野、五加、中野、下之郷、富士山、古安曾、別所温泉
川西地域自治センター	上田市浦野 61番地 1	浦野、岡、仁古田、越戸、小泉の一部、上室賀、下室賀

(地域自治センターの役割)

第3条 地域自治センターは、市民に身近な業務を行い、地域の意見を反映し、さまざまなまちづくり活動を行う拠点として、次の役割を担う。

- (1) 地域振興や地域課題に関すること。
- (2) 生涯学習及び地域福祉等住民に身近な施設に関すること。
- (3) 住民と協働して行うまちづくりに関すること。
- (4) 住民自治の推進並びにコミュニティ活動の育成及び支援に関すること。

(支所機能)

第4条 地域自治センターのうち、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター及び川西地域自治センターについては、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第155条第1項及び第2項の規定による市長の権限に属する事務を分掌させる支所とし、その所管区域は、第2条の対象区域とする。

(地域協議会)

第5条 地方自治法第138条の4第3号の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会を置く。

2 地域協議会は、第2条第1項に定める地域自治センターに複数置くことができるものとする。

3 地域協議会の名称及び対象地区及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

(任務等)

第6条 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関(以下「市長等」という。)の求めに応じて審議するものとする。

2 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるものとする。

3 地域協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うものとする。

第7条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市長等は、前条第2項の規定により地域協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第8条 地域協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象地区の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再選されることができる。ただし、在任期間を通算し、6年を超える者は、再選されることはできない。

6 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認めた者、この限りではない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 1 日条例第 285 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（施行時の委員の特例）

第 2 条 この条例の施行の日以後最初に選任した委員（以下「施行時の委員」という。）の任期は、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。

2 施行時の委員が再任される場合において、第 8 条第 5 項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を 2 年とみなす。

上田市地域協議会規則

平成18年7月1日

規則第208号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市地域自治センター条例(平成18年条例第10号。以下「条例」という。)

第5条第3項及び第11条の規定により、地域協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域協議会の名称等)

第2条 地域協議会の名称及び対象地区並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名 称	対 象 地 区	所 管 す る 地域自治センター
上田中央地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部地区及び塩尻地区	上田地域自治センター
上田城南地域協議会	城下地区、川辺地区及び泉田地区	上田地域自治センター
神科・豊殿地域協議会	神科地区及び豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区及び別所温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

(地域協議会の対象地区に係る重要事項等)

第3条 条例第7条第1項に規定する地域協議会の対象地区にかかる重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
- (3) 合併協定書の合意事項
- (4) 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- (5) 地域振興事業基金の活用に関する事項

2 前項第1号及び第2号に規定する事項は、諮問事項とする。

3 市長は前2項の規定にかかわらず、特に必要と認められた事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年7月10日上田市規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

丸子地域協議会会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丸子地域協議会（以下「地域協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(地域協議会の会議の招集等)

第4条 会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第5条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

この指針は、審議会等附属機関（以下「審議会等」という。）の適正な設置及び運営、委員の選考並びに会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進と理解を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

1 審議会等の基本的な在り方

(1) 審議会等の定義

この指針の対象となる審議会等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるものとする。

(2) 審議会等の設置・見直し

ア 新たに設置する場合

新たな行政課題に対応して調査審議等を行うため審議会等を新設する場合には、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用や一般的な会議の開催等による対応を十分検討するなど、安易に審議会等を設置しないよう留意するとともに、設置に当たっては行政改革推進室と協議するものとする。

イ 審議会等の在り方の見直し

既に設置されている附属機関で、次のいずれかに該当するものについては、改選期等に見直しを行い、廃止又は統合等改善措置を実施するものとする。

(ア) 既に設置の目的を達成したもの

(イ) 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの

(ウ) 活動状況が著しく不活発なもの

(エ) 定例的な報告や情報交換程度の形式的開催が主であるもの

(オ) 一般的な会議又は他の行政手段による対応が可能であるもの

(カ) 類似又は関連する附属機関の部会等として設置すれば足りるもの

(キ) 行政の総合性及び効率性を確保するため統合することが望ましいもの

(3) 審議会等への市民参加等

ア 審議会等委員の公募

市民ニーズが多様化、高度化する中で、審議会等における調査・審議の場は、市民がさまざまな市政運営に参加し、意見を反映できる機会として重要な役割を果たすことから、委員の公募を推進すること。

イ 女性の登用を積極的に図るものとする。

ウ 審議会等会議の公開

会議の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政に対する市民の知る権利を保障・拡充し、もって開かれた市政のよりいっそうの推進を図るため、審議会等の会議は原則公開とする。

(4) 審議会等委員の選考・構成

ア 委員の選考

委員の選考については、地方分権時代に対応し、より幅広く人材の登用を図る必要があることや、統一した選考基準により審査を行うことで審議会等の適正な設置・運営が推進されることから、審議会等附属機関委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、審査するものとする。

イ 委員数の制限

委員数は、当該審議会の運営の効率化と実質的な審議を確保するために必要な最小限とする。

ウ 再任の制限

同一審議会等での在任期間は、原則として 3 期 6 年以内とする。

エ 年齢の制限

年齢は、原則として 20 歳以上 75 歳以下とする。

オ 女性の登用

当面は女性登用率を原則 35%以上とし、平成 22 年度末までに 40%に達することを目標とする。

カ 公募委員の登用

審議会等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として最低 1 人以上の公募委員を登用する。

キ 兼務の制限

同一人が多数の審議会等の委員を兼ねないように、原則として兼職数は「2」を上限とする。

ク 関係団体への依頼

改選期等に当たっては、当該審議会における関係団体の構成等について検討を行うとともに、推薦の依頼に当たっては団体の代表者に限定せず、適任者が得られるよう配慮する。

ケ 市議会議員の参画

新設する審議会等へ市議会議員の参画を要請する場合は、あらかじめ行政改革推進室へ協議するものとする。

コ 市職員の取扱い

法令、条例等で特別の定めがあるものを除き、原則として常勤の一般職職員は審議会等の委員としない。

2 審議会等委員の公募要領

(1) 趣旨

1 の(3)のアに規定する審議会等委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 公募の方法

公募は、広報うえだ等へ次に掲げる内容の募集記事を掲載して行う。なお、各課の募集記事は、行政改革推進室で取りまとめ秘書課へ依頼するものとする。

ア 審議会名

イ 審議会の主たる目的及び任期

ウ 応募資格

エ 募集人数

オ 応募方法及びレポートのテーマ

カ 選考の方法

キ 問い合わせ先

(3) 応募資格及び応募方法

応募資格は、市内在住者で、年齢は原則として 20 歳以上 75 歳以下とする。なお、公募の方法により審議会等へ参画できるのは、原則として 1 人 1 審議会までとする。

応募方法は、所定の応募申込書（様式第 1 号）に、レポートを添えて担当課へ提出する。

(4) 選考の方法

選考は、1 の(4)のアに規定する選考委員会において行う。なお、選考方法は別に定めるものとする。

(5) 応募者への通知

選考の結果については、担当課から各応募者に通知するものとする。

3 審議会等附属機関委員選考委員会要領

(1) 趣旨

1の(4)のアに規定する選考委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 組織

選考委員会の組織は、次のとおりとする。

ア 委員長 助 役

イ 副委員長 収入役

ウ 委 員 上田地域自治センター長、丸子地域自治センター長、真田地域自治センター長、武石地域自治センター長、総務部長、教育次長、政策参事、男女共同参画課長、行政改革推進室長。

エ 事務局 行政改革推進室

(3) 開催日

選考委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(4) 選考委員会の任務

審議会等の委員候補者等について、1の(4)に規定する観点から審査を行い、決定する。

(5) 委員選考の手順

委員選考の手順は、別に定める附属機関委員選考事務手順書によるものとする。

(6) 選考委員会の開催を必要としない場合

選考委員会の開催を必要としない審議会等の委員の選考等は次のとおりとする。

ア 選挙等により市議会選出の委員が変更になる場合

イ 充て職による委員で、人事異動等により変更となる場合（充て職とは、団体の会長や副会長等の肩書きで選出依頼をしている場合をいい、単に団体へ選出依頼をしている場合は充て職に該当しない。）

ウ その他委員長が認める場合

4 審議会等会議の公開要領

(1) 趣旨

1の(3)のイに規定する審議会等会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 会議公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員等に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

ア 会議において、上田市情報公開条例（平成18年条例第12号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

なお、審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 会議開催の周知

ア 周知の時期

会議の日程等は、会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りではない。

イ 周知の方法

周知の方法は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎1階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等開催のお知らせ」のファイルを置くこと等により行う。

なお、周知する内容は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議開催の2週間前までに審議会等開催のお知らせ（様式第2号）により行政改革推進室へ報告するものとする。

ウ 周知する内容

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(ア) 会議名

(イ) 開催日時及び場所

(ウ) 議題

(エ) 会議の公開、非公開等の別

(オ) 傍聴者の定員

(カ) 問い合わせ先

(4) 会議の公開の方法

ア 会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴希望者は、会議開催時間の10分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第3号）を提出するなど所定の手続を取るものとする。

イ 公開の会議における傍聴者の定員はあらかじめ定めておくとともに、当該会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。

ウ 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。

エ 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、4の(2)の規定により非公開とされた資料を除く。

オ 審議会等の長は、公開に当たり会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は審議会等の長の指示に従わなければならない。

(5) 会議概要の作成

審議会等は、会議の終了後速やかに会議概要（様式第4号）を作成するものとする。

(6) 会議概要の公表

ア 審議会等は、4の(2)の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする。なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとする。

イ 公表は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎1階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等会議の開催結果」のファイルを置くこと等により行う。

ウ 会議概要は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議終了後、会議概要を行政改革推進室へ速やかに提出するものとする。

(7) 公開の運用状況の報告

市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開状況について、実施状況を取りまとめ、公表することとする。

(8) 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開について、法令等に特別の定めのあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民自らが創意工夫し、多くの市民の参加による住民交流を促進し、上田市の一体感を醸成する特色あるまちづくりや、地域資源を活用し地域の価値を高めることにより、ふるさとに夢と誇りを持ち、コミュニティを活性化させる個性的な地域づくりを推進するため、市民の団体が取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 5人以上の市民で構成される団体であること。
- (2) 主に市内で事業を実施する団体であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としない団体であること。
- (4) 設立趣旨、活動内容等から、補助の対象として不相当と認められない団体であること。

(対象事業、対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、当該年度に国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる事業、政治、宗教又は営利を目的とする事業その他市長が適当でないとする事業については、補助金の交付の対象としない。

対象事業	対象経費	補助額
個性あるふるさとづくり支援事業	自治会又は上田市自治会連合会地区連合会が主体的に行う継続性のある事業で、地域資源を活用し、地域の価値を高めることによりコミュニティの活性化を図ることを目的とするものの実施に要する経費	150万円以内
特色あるまちづくり支援事業	まちづくりに熱意及びアイデアを持つ住民が自主的に計画し、及び実施する事業で、不特定多数の者の利益又は社会の利益につながるものの実施に要する経費	100万円以内
備考 1 対象経費の算定においては、事業の実施につき、その他の特定財源がある場合は、当該額を対象経費から除算するものとする。 2 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。 (1) 団体の事務所等を維持するための経費 (2) 団体の経常的な事業に要する経費 (3) 団体の構成員による会合の飲食費 (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼 (5) 不動産の取得費 (6) 公租公課等の経費 (7) その他市長が不相当と認める経費		

(選考申込書の提出)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条に規定する申請書の提出に先立ち、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金選考申込書（以下「選考申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の審査及び交付の内示)

第 5 条 市長は、前条の規定による選考申込書の提出があった場合は、事業の実施区域に応じ、当該区域を対象区域とする地域協議会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

2 前項の場合において、意見を聴取する地域協議会を定めにくい事業については、各地域協議会の正副会長で組織する上田市地域協議会正副会長会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

3 市長は、前 2 項の意見を尊重し、補助金を交付する事業を決定し、補助金の交付額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条に規定する申請書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付申請書によるものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定による市長の承認を必要とするのは、交付対象経費を 20%以上減額する場合とする。

2 前項の変更をする場合は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金変更承認申請書を提出するものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金実績報告書によるものとする。

(補助金の交付請求)

第 9 条 補助金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付（概算払）請求書を提出して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる告示（次項において「廃止告示」と総称する。）は、廃止する。
- (1) 上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱（平成13年上田市告示第22号）
 - (2) 丸子町住民提案型事業補助金交付要綱（平成17年丸子町告示第22号）
 - (3) 真田町地域づくり活動助成事業実施要綱（平成10年真田町告示第149号）
 - (4) 特色ある地域づくり事業実施要綱（平成10年真田町告示第149号）

（廃止告示に係る経過措置等）

- 3 この告示の施行の日の前日までに廃止告示の規定に基づき交付決定を受けた補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 4 廃止告示の規定に基づき既に補助金の交付を受けたことのある事業については、この告示の規定に基づく補助金を交付しない。ただし、平成19年度において、丸子町住民提案型事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている事業のうち、同要綱に基づく補助金の交付が通算して3回に満たないものについては、この限りでない。

平成18・19年度 上田市地域協議会活動状況について (H20328現在)

地域協議会名	第1・2回	第3～5回	第6回	第7回(19年/1回)	第8回(19年/2回)
上田中央地域	第1回 ・ 合併の経過と地域協議会の位置付けについて ・ 地域協議会の概要と任務等について ・ 各地域協議会運営要綱の制定について ・ 正副会長選出 ・ 上田市総合計画審議会委員の選出について 第2回 ・ 新市建設計画(合併協議会策定)の概要について	第3回 【諮問】 ・ 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について 第4回、第5回 【継続審議】 ・ 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について	H19221 中央公民館 2F 合併協定書の合意事項の変更について 総合計画「地域まちづくり方針」の答申について 上田中央地域の具体的協議事項について	H19423 中央公民館 3F 中央地域の今後の具体的協議事項等について	H19517 本庁舎 6F 中心市街地の活性化について (市担当課)
上田西部地域			H19221 西部公民館 1F 合併協定書の合意事項の変更について 総合計画「地域まちづくり方針」の答申について 上田西部地域の具体的協議事項について	H1957 西部公民館 1F 西部地域の今後の具体的協議事項等について	H19530 西部公民館 2F 西部地域協議会の今後の進め方 分科会 ・ 4分科会を設置 ・ 分科会に分かれ独自協議 分科会 H19614 歴史遺産の活用について 分科会 H19622 緑地公園と里山整備について 地域医療関係について (市担当課) 分科会 H19628 児童と地域安全について(市担当課)
上田城南地域			H19219 城南公民館 2F 合併協定書の合意事項の変更について 総合計画「地域まちづくり方針」の答申について 上田城南地域の具体的協議事項について	H19423 城南公民館 2F 副会長の選出について 城南地域の今後の具体的協議事項等について	H1974 城南公民館 2F 地域まちづくり方針による具体的協議について
神科・豊殿地域			H19222 上野が丘公民館 合併協定書の合意事項の変更について	H19515 本庁 5F 地域交通の現状について (市担当課) 今後の協議について	H19626 上野が丘公民館 H19年度実施計画・予算(神科・豊殿関連分)について 上田市の財政について(市担当課)
塩田地域			H19315 塩田公民館 2F 合併協定書の合意事項の変更について 総合計画「地域まちづくり方針」のについて	H19420 転作促進センター 「塩田コミュニティセンター整備事業」について 塩田地域協議会地域まちづくり方針 「地域特性を活かした観光の推進」について (市担当課)	H19525 塩田公民館 2F 地域特性を生かした観光の推進について(観光関係、景観関係、相染閣関係について(市担当課)) 田園整備事業コア施設運営検討委員会委員の選出について

地域協議会名	第1・2回	第3～5回	第6回	第7回(19年/1回)	第8回(19年/2回)
川西地域	<p>第1回(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併の経過と地域協議会の位置付けについて 地域協議会の概要と任務等について 各地域協議会運営要綱の制定について 正副会長選出 上田市総合計画審議会委員の選出について <p>第2回(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新市建設計画(合併協議会策定)の概要について 	<p>第3回(再掲)</p> <p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について <p>第4回、第5回(再掲)</p> <p>【継続審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について 	H1938川西社会福祉センター2F 合併協定書の合意事項の変更について 川西地域「地域まちづくり方針」の答申について	H1961川西社会福祉センター談話室 副会長の選出について 川西地域協議会の今後の進め方について	H19627川西社会福祉センター談話室 会長選出について 川西地域自治センター整備について
丸子地域			H19220丸子地域自治センター3F 合併協定書の合意事項の変更について 上田市地域振興事業基金について 会議の進め方・今後のスケジュール	H19418丸子地域自治センター講堂 会議の進め方・会議のスケジュールについて 平成19年度丸子地域に係る予算について 上田市行財政改革大綱について	H19517丸子地域自治センター3F 会議の進め方について意見聴取 第一次上田市総合計画「基本構想(案)」中間答申について 丸子地域まちづくり方針について
真田地域			H19220真田地域自治センター3F講堂 合併協定書の合意事項の変更について 上田市地域振興事業基金について 真田地域協議会における具体的協議事項について	H19531真田地域自治センター301会議室 真田地域自治センターの重点目標について 上田市図書館基本構想の中間報告について 地域協議会の運営について	H19626真田地域自治センター301 真田地域図書館施設整備について 平成19年度「特色ある地域づくり事業」採択事業について
武石地域			H19221武石地域自治センター2F 合併協定書の合意事項の変更について 総合計画「地域まちづくり方針」の答申について 武石地域協議会の今後のあり方について	H19427武石地域自治センター2F 平成19年度武石地域関連予算の概要について 平成19～21年度の実施計画について 武石地域自治センターだより編集委員の選出について	H19529武石地域自治センター2F 子育て支援拠点施設の現状と課題について

地域協議会名	第 9回 (19年/3回)	第 10回 (19年/4回)	第 11回 (19年/5回)	第 12回 (19年/6回)	第 13回 (19年/7回)	第 14回 (19年/8回)
上田中央地域	H19626 本庁舎 6F 「JT跡地利用について」の 市の方針等について JT跡地整備計画につい て(市担当課)	H1979 現地視察 JT跡地、中心市街地現況視察 等	H19820 駅前ビルパレオ 6F 上田市民憲章の起草について ゴミ処理方法等の統一につい て(市担当課説明) グループ審議	H19925 本庁舎 6F 都市計画マスタープラン策定 等に関する説明 地域まちづくり方針に基づく 中心市街地活性化推進につい ての中間報告に向けた審議	H191025 上田市市民会館 2F 都市計画マスタープラン地域別 構想策定に伴う協議	H191213 中央公民館 2F 第 1 都市計画マスタープラン地 域別構想策定に伴う協議 地域まちづくり方針に基づく 中心市街地活性化の推進につ いての中間報告に向けた審議
上田西部地域	H19820 西部公民館 1F 上田市民憲章起草について ゴミ処理方法統一について JT跡地利用計画について (市担当課説明) 分科会協議経過報告	H19914 西部公民館 2F 都市計画マスタープランに ついて 分科会のまとめ方について 分科会項目に係る現地調査 について	H191010 現地調査 塩尻小学校、アクアパーク、緑が 丘児童館、他	H191017 塩尻公民館 1F 都市計画マスタープラン地域 別構想について 現地調査結果について	H191119 西部公民館 1F 地域予算について 都市計画マスタープラン地域別 構想について	H19.12.19 西部公民館 2F 分科会のまとめ方について 第三分科会報告
上田城南地域	H1986城南公民館 2F ゴミ処理方法統一について 城南公民館移転新築について 地域医療について 介護老人福祉施設関連につ いて (全項目市担当課説明)	H19828城南公民館 2F 上田市民憲章の起草について 「道と川の駅」の計画概要 別所線パークアンドライド について (全項目市担当課説明) 各分科会協議	H19928 城南公民館 2F 都市計画マスタープラン策定に 伴う地域別構想について 県道 77 国道 143号整備について 市道神畑原峠線の整備について 須川・半過地籍農地保全について	H191022 城南公民館 2F 都市計画マスタープラン策定に 伴う地域別構想について 子育て関連について担当課説明	H191114 城南公民館 2F 地域予算について 都市計画マスタープラン策定 に伴う地域別構想について	H191214 城南公民館 2F 分科会(審議) 全体会(各分科会中間発表)
神科・豊殿地域	H1986 豊殿自治センター2F ゴミ処理方法統一について ・地域まちづくり方針の進め 方について ・JT跡地問題に関する要請 について	H1999 地区内視察 神科豊殿地区 9箇所視察研修	H19927 豊殿自治センター2F 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定について 視察後のまちづくり方針につ いて	H191023 豊殿自治センター2F 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定について	H191129 南庁舎 5F 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定について	H201.21 豊殿自治センター 2F 地域における子育て支援施策 について
塩田地域	H1974 塩田公民館 2F 統一ゴミ処理施設の経過に ついて H19年度当初予算における 主な施策について	H1987 塩田公民館 2F ゴミ処理方法統一について 塩田中学校改築事業につい て 「信州上田青木世界遺産登 録をめざす市民の会」につい て	H19926 塩田公民館 2F 上田市民憲章の起草について 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定について 高齢者福祉施設概要について	H191018 塩田公民館 2F 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定について 地域まちづくり方針「地域特 性を生かした観光の推進」に ついて	H191115 塩田公民館 2F 上田市都市計画マスタープラ ン地域別構想策定 継続審議 地域予算について	H19.12.20 塩田公民館 2F 都市計画マスタープラン策 定、地域別構想について 塩田中学校改築事業進捗状 況について 田園整備事業、コア施設に ついて

地域協議会名	第 9 回 (19 年 / 3 回)	第 10 回 (19 年 / 4 回)	第 11 回 (19 年 / 5 回)	第 12 回 (19 年 / 6 回)	第 13 回 (19 年 / 7 回)	第 14 回 (19 年 / 8 回)
川西地域	H19.8.21 川西社会福祉センター談話室 上田市民憲章の起草について ゴミの分別方法等について (市担当説明) まちづくり方針の具体的な 進め方について	H19.9.25 川西社会福祉センター 2 F まちづくり方針の具体的な 進め方について 都市計画マスタープランの 策定について	H 19.10.29 川西社会福祉センター談話室 上田市都市計画マスタープランの 策定について まちづくり方針の進め方につ いて	H 19.11.27 川西社会福祉センター談話室 上田市都市計画マスタープランの 策定について まちづくり方針の進め方につ いて	H19.12.19 川西社会福祉センター談話室 まちづくり方針の具体的な進め 方について	H20.1.24 川西社会福祉センター談話 室 市内温泉施設の料金統一に ついて 現地視察を実施して 川西 地域の資源の活かし方等に ついて
丸子地域	H19.6.27 丸子地域自治センター 3F 行財政改革大綱について 丸子地域自治センターの重点目 標について 都市計画マスタープランまちづく りアンケート結果について 会議の進め方について 検討すべき具体的内容に関する アンケート調査	H19.7.19 丸子地域自治センター 4F 教育委員会からの報告事項 自治センターだよりについ て 地域まちづくり方針案「自然 環境の保全と人々が共生で きる地域づくり」について	H19.8.21 丸子地域自治センター 4F 上田市民憲章の起草について カネボウ跡地の活用について 広域非難場所について 地域まちづくり方針案につい て まちづくり活動拠点について	H19.9.26 丸子地域自治センター 4F まちづくり活動拠点施設整備 方針について 丸子地域まちづくり方針案 「自然環境の保全と人々が共 生できる地域づくり」につい て	H19.10.26 丸子地域自治センター 4F 上田市都市計画マスタープラン 地域別構想策定について 丸子地域まちづくり方針案 「自然環境の保全と人々が共 生できる地域づくり」につい て	H 19.11.7 丸子地域自治センター 4F 上田市都市計画 マスタープラン 地域別構想策定について 地域振興事業基金の活用につ いて(公民館・防犯灯) 地域まちづくり方針「自然環 境の保全と人々が共生できる地 域づくり」について
真田地域	H19.7.18 真田地域自治センター 301 真田地域図書館施設整備に ついて 廃棄物処理審議会の答申に ついて 真田地域の広域避難場所につ いて	H19.8.9 真田地域自治センター 301 上田市民憲章の起草につい て 真田地域図書館施設整備に ついて	H 19.9.25 真田地域自治センター 301 都市計画マスタープラン地域 別構想策定について	H 19.10.24 真田地域自治センター 301 都市計画マスタープラン地域 別構想策定について	H 19.11.20 真田地域自治センター 301 都市計画マスタープラン地域 別構想策定について	H19.12.18 予定 真田地域自治 センター 301 都市計画マスタープラン地 域別構想について
武石地域	H19.6.29 武石地域自治センター 2F 子育て支援拠点施設の現状 と課題について 資源ごみ回収方法の変更につ いて	H19.8.6 武石地域自治センター 2F 上田市防災計画・武石地域 避難所について	H19.10.4 武石地域自治センター 2F 上田市民憲章の起草について 上田市都市計画マスタープラン 地域別構想について	H 19.10.30 武石地域自治センター 2F 上田市都市計画マスタープラン 地域別構想について 地域予算について	H 19.11.19 武石地域自治センター 2F 平成 20 年度予算について 地域予算、振興基金について 平成 20 年度予算について 分科会の構成について	H19.12.20 武石地域自治センター 2F 都市計画マスタープラン地 域別構想について 地域予算について 分科会について

地域協議会名	第 15回 (19年/9回)	第 16回 (19年/10回)	第 17回 (19年/11回)	第 18回 (19年/12回)	第 19回 (20年/ 回)	第 20回 (20年/ 回)
上田中央地域	H201.18 大手町会館 3F 「地域まちづくり方針」に基づく意見書(案)について	H202.4 本庁 6F 大会議室 日帰り温泉施設等の経営見直しについて 都市計画マスタープランについて 意見書修正案について	H203.18 中央公民館 2 階第 1 会議室 自治基本条例・わがまち魅力アップ応援事業について 意見書の回答について 第一期上田中央地域協議会に参画して、感想・意見			
上田西部地域	H201.23 西部公民館 2 階講義室 日帰り温泉施設等の経営見直しについて 都市計画マスタープランについて 分科会のまとめについて	H202.18 西部公民館 2 階講義室 都市計画マスタープランについて 意見書の確認について	H203.24 西部公民館 2 階講義室 西部地域協議会の活動結果について 意見書に対する回答について			
上田城南地域	H201.16 城南公民館 2 階 各分科会の意見提出に向けた審議 その他	H202.15 城南公民館 2 階 日帰り温泉施設の経営見直しについて 都市計画マスタープランについて 意見書に向けた審議	H203.13 城南公民館 2 階 意見書提出について(報告) その他			
神科・豊殿地域	H202.27 上野が丘公民館 1 階 自治基本条例制定について わがまち魅力アップ応援事業について)都市計画マスタープランについて 意見書(案)について	H203.19 上野が丘公民館 1 階 意見書の提出について 塩田地域自治センター整備事業について 塩田地区有線放送電話アンケートについて				
塩田地域	H201.25 塩田公民館 2F 日帰り温泉施設等の経営見直しについて 塩田中学校改築事業の概要について 都市計画マスタープランについて	H202.22 転作促進研修センター 2F 会議室 上田市都市計画マスタープラン(地域別構想)について 自治基本条例の制定について わがまち魅力アップ応援事業について	H203.17 転作促進研修センター 2F 会議室 意見書の提出について 塩田地域自治センター整備事業について 塩田地区有線放送電話アンケートについて			

地域協議会名	第 15回 (19年/9回)	第 16回 (19年/10回)	第 17回 (19年/11回)	第 18回 (19年/12回)	第 19回 (20年/ 1回)	第 20回 (20年/ 2回)
川西地域	H20225 川西社会福祉センター2階談話室 都市計画マスタープラン策定について 自治基本条例の制定について わがまち魅力アップ応援事業について 川西地域協議会の意見書(案)について	H20311 川西社会福祉センター2階談話室 川西地域協議会の意見書(案)について 川西地域協議会の審査経過について(まとめ)				
丸子地域	H1911.21 丸子地域自治センター報告 ・わがまち元気いっぱい事業 ・意見書の提出について 都市計画マスタープラン 地域別構想主要項目まとめ	H201.21 丸子地域自治センター4F 地域予算について 地域振興事業基金の活用方針の検討について 地域協議会だよりについて 投票区の見直しについて	H20213 地域自治センター3階 日帰り温泉施設の経営見直し(料金改定)について 上田市共同浴場条例の一部改正について 上田市鹿教湯温泉交流センター条例制定について 上田市都市計画マスタープラン地域別構想について 丸子地域協議会だよりについて	H20313 地域自治センター4階 地域協議会だよりについて 上田市都市計画マスタープラン地域別構想について 地域予算について 次期地域協議会への引継ぎ項目等について		
真田地域	H201.31 真田地域自治センター3階301 日帰り温泉施設等の経営見直しについて 真田地域における図書館施設の整備に関する意見書回答について 都市マスタープラン地域別構想について	H20221 真田地域自治センター3階 上田市都市計画マスタープラン 自治基本条例の制定について わがまち魅力アップ応援事業について 土地改良事業における受益者負担金の変更について 真田地域の投票区の見直しについて 真田地域図書館施設整備について	H20326 真田地域自治センター3階 真田地域図書館施設整備について 地域協議会に参画して(意見・感想)			
武石地域	H20213 武石地域自治センター 都市計画マスタープランについて 日帰り温泉施設等経営改定について 平成20年度地域予算について	H20318 武石地域自治センター 分科会について オフトーク・デマンド交通アンケート結果について				

第一期地域協議会意見書提出一覧 (H189~H203)

提出済件数 18件

協議会名	H18年度	H19年度
	件名	件名
上田中央		中心市街地の賑わいの創出と青少年に希望と誇りを与える、「ふるさと上田先人館」の創設と観光事業への利活用について【H20215】
上田西部		歴史的遺産の継承と積極的な活用による地域の振興について【H2033】 西部地域にトレッキングコースの整備について【H2033】 西部地域内の公園管理及び塩尻地区公園構想の推進について【H2033】 放課後児童対策について【H2033】 地域医療について「地域医療の目的は市民の幸せにあり」【H2033】
上田城南		上田市城南公民館建替えに係る複合施設としての建設推進について【H20215】 泉田保育園の早期新築・移転について【H20215】
神科・豊殿		ア 上田市の地域医療体制の充実について イ 神科豊殿地域の公共交通網の整備・充実について【H20228】
塩田		資源循環型施設事業に係る学習会の開催について【H19119】 地域協議会の今後のあり方について【H20324予定】 塩田地域の自然環境や景観の保全について【H20324予定】
川西		川西地域自治センターの早期建設について【H20313】 子どもの農山村交流を中心に据えた地域興しについて【H20313】
丸子		依田川リバーフロント市民協働事業(仮称)について【H191121】
真田		真田地域における図書館施設の整備に関する意見について【H19101】《意見書再検討》
武石	広報うえだ「武石版」の発行について【H181113】	武石地域における子育て支援施設等の建設について【H19629】

19 丸地振発第 333 号

平成 20 年 1 月 21 日

丸子地域協議会

会長 片桐 久 様

上田市長 母 袋 創 一

回 答 書

平成 19 年 11 月 21 日付け 貴地域協議会から提出のあった意見書について、
下記のとおり回答します。

記

- 1 件 名 依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）について
- 2 回答内容 別紙のとおり

丸子地域自治センター 丸子地域振興課 電話 42-1011

「依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）意見書」回答

[依田川・内村川合流点の現況]

本地点は、南に丸子公園・体育施設、東に丸子地域自治センター・ふれあいステーション、西には依田城跡・岩谷堂・農産物直売加工センター「あさつゆ」がある丸子地域の中心ポイントです。

この合流点附近は、南側の体育施設には丸子総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、相撲場などが設置され住民のスポーツ振興に寄与されています。

依田川に架かる歩道橋「露草(つゆくさ)橋」、平成19年8月に完成した内村川に架かる歩道橋「りんどう橋」を含む、堤防沿いの「依田川ウォーキングロード」には距離標も整備され、健康づくりにウォーキングを楽しむ姿も多く見られます。

農産物直売「あさつゆ」は、交通の利便性の良い依田川左岸道路沿いにあり、農家の顔が見える採れたての野菜が店頭に並べられ、市民に安全な野菜を提供しています。

当丸子地域を南北に流れる依田川は、千曲川の支流として最大の水量と最長の流路を有し、古くは製糸産業の繭糸の精練に使われ、現在でも工業用水として利用されています。又、6月から8月にかけて鮎釣りの太公望が県内外から多く訪れます。8月の初旬には依田川や内村川を疾走する「爆水 RUNin 依田川」も開催され、夏の1日、川に親しむイベントとして定着しています。親水のため、堤防から利用できる階段も整備されており、夏休みには川辺で親子が水遊びを楽しむ風景が見られます。依田川・内村川は利水・治水のほか親水空間として住民に親しまれている河川です。

提案のありました合流点には、概要面積約10,500㎡の遊休市有地があり、現在、一部家庭雑排水処理場や不燃物処理場、水防庫や残土仮置場等として使用しているほか、民間企業へ貸し付けている状況です。

[総合計画の位置づけ]

「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」は、第一次上田市総合計画の地域まちづくり方針に位置づけられている丸子地域の特色や個性を活かしながら、市民と行政が連携し住み良い地域づくりを進めるための方向を示すものです。提案いただいた依田川リバーフロント市民協働事業については、その方針にあります「潤いをもたらす依田川・内村川の水辺周辺環境整備を図り、ウォーキングロードや親水公園など健康づくりと憩いの場を創出し、また地域が一体感のもてるコミュニティづくりを進めるなど市民との協働による地域づくりを目指します」を具体化する内容であり、市としましても事業実施に向けて丸子地域協議会の意見に配慮しながら取り組んでまいります。

[事業実施に向けた取組み]

市民協働の活動拠点を丸子地域自治センターに設置してまいります。

丸子地域協議会が提案する市民参画事業の支援を検討してまいります。

市民による市民協働の地域づくり実行組織の立上げを支援してまいります。

依田川リバーフロント市民協働事業の計画づくりを市民と行政が連携して実施してまいります。

事業実施にあたっては、市民協働により市民が夢と誇りをもてる地域づくりを進めてまいります。

平成 19年 11月 21日

上田市長 母袋創一 様

丸子地域協議会
会長 片桐 久

意 見 書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり丸子地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）について
2 意見内容	<p>第一次上田市総合計画・丸子地域の地域まちづくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」を共通目標に分散会で3回、地域協議会で2回にわたり調査・研究してまいりました。</p> <p>川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全と人々が共生できる地域づくりを目指し、別紙のとおり「依田川リバーフロント(仮称)市民協働事業計画」をまとめたので提案します。</p>

地域づくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」

依田川リバーフロント市民協働事業計画（案）

テーマ 川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全を目指し人々が共生できる地域づくりを目指します。

事業箇所 依田川・内村川の合流点

事業内容 住民参加による荒廃河川敷の環境整備。
里川にふれ、子どもから大人まで多くの市民に親しまれる施設づくり。
スポーツ施設の充実。
自然の中での健康づくり。
イベントや交流事業を進めるチームづくりと住民自治の育成。

市民協働の役割

- [地域協議会] 住民協働のまちづくりについて調査研究し、提案。
市民協働実行組織の立上げ支援、連携。
- [市民] 「住民活動拠点」に集う地域づくり実行組織を立上げ。
地域協議会の提案事業について、計画段階から実行まで、住民みんなの力を結集し住民協働を推進。
- [行政] 「住民活動拠点」を設置。
住民協働の支援・調整。
予算要求・執行。

事業計画年度

	19年度	20年度	21年度～23年度
地域協議会	調査研究・提案	講演会、勉強会開催 実行組織の立上支援 実行組織との連携	
市民		実行組織の立上げ 計画立案	活動実施
地域自治センター		住民活動拠点設置 実施計画へ登載	事業執行
	予算要求		

20年度想定事業 [ハード事業]・緑化施設の整備。(アレチウリ除去、内村線に桜の植栽)
[ソフト事業]・各種イベント開催。(依田川ウオーキング)

対象整備地域の概要

この地域は、一級河川依田川と一級河川内村川の二大河川によってもたらされた豊かな自然環境を有している合流三角州地帯で、丸子地域の中心的位置にあり、豊かな自然環境を活かして、市営総合体育館・市営グラウンド・テニスコート・相撲場等が整備されています。

また、丸子公園を中心とした彩りの森公園が南側に位置しており、市民の憩いの場・健康づくりをする場として地域に親しまれていますが、北側の依田川と内村川の合流付近約10,000㎡は未整備でアカシヤ、アレチウリ等が生い茂り、荒廃河川敷となっています。

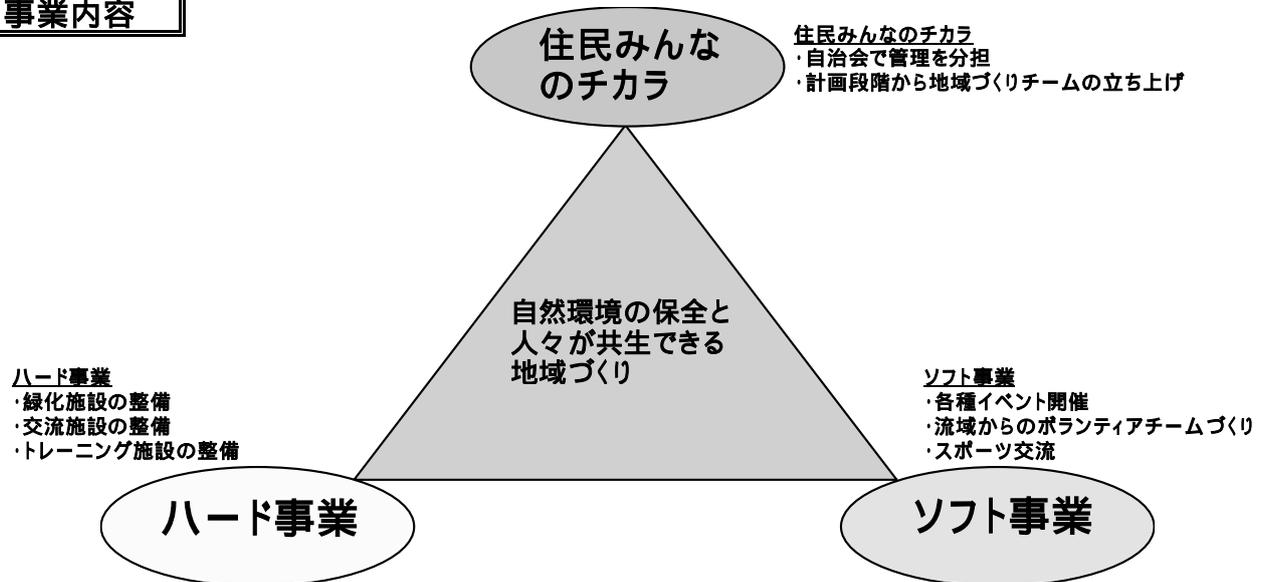
そこで、この地を親水空間として整備し、丸子地域の自然環境保全や人と人の交流のしくみづくりに向けて、地域住民みんなで創造、整備に参加することを目指します。

大テーマ

自然環境の保全と人々が共生できる地域づくりとして、「川」に焦点を当て流域全体の自然や山、荒廃農地など地域全体の自然環境の保全へと波及することを最終の目的とする

- 1 住民参加による荒廃河川敷の環境整備
- 2 里川にふれ、子どもから大人まで多くの市民に親しまれる施設づくり
- 3 スポーツ施設の充実
- 4 自然の中での健康づくり
- 5 イベントや交流事業を進めるチームづくりと住民自治の育成

事業内容



波及効果

依田川は下流市町村の大切な飲料水として利用されており、水質保全への取り組みに住民の関心をもってもらう事と下流住民に当事業をPRし環境保全の必要性を理解していただく

アレチウリの除去は地域住民の協力がなければ成果があがらないことを体験する

農産物直売加工センター「あさつゆ」、周辺の橋、依田内村線の開通に見合った環境改善が進み、取り組みの成果が実感できる

地域住民が川に接することにより環境意識の高揚になる

河川公園の整備により子ども同士が接する機会ができる

学校教育に川での活動参加の場ができる

荒地の有効利用

河川の美化と、その波及による自然環境の保全

住民との協働による地域の活性化、組織づくり

住民の健康づくり

イベントによる地域活性化と集客(人)による効果

環境美化

自然とのふれあいによる癒し効果

人と人とのふれあい(コミュニケーション)

川、山への保全意識の向上

人の交流と、地域づくりチームの立ち上げ

他地域(都市住民)や丸子地域住民同志、家族の絆の構築等、心豊かな健全で生きがいを持って暮らしていける環境が創出できる